

「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業」の請求の お手続きについて（ご案内）

令和7年度分（令和7年4月～令和8年3月）

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せて、お子さんが子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通っており、一定の要件を満たした場合、幼稚園に実費徴収として支払った給食費のうちの副食費を市が補助いたします。

下記の内容をご確認のうえ、記入例などを参考に請求書を記入し、必要書類を取り揃えてご提出くださいますようお願いいたします。

1. 補助の対象者

下記の①～③のすべてに該当するお子さんが対象となります。

- ① 申請期間中に国分寺市に居住していること。
- ② 令和7年4月～令和8年3月において、子ども・子育て支援新制度に未移行の私立幼稚園（私学助成園・従来型幼稚園）に在園していること。（年度途中入退園も含む。）
- ③ 下記のいずれかに該当していること。
 - (1) 年収360万円未満相当（同一世帯員市町村民税所得割の合計が77,101円未満）世帯のお子さん。ただし、令和7年4月～8月については令和6年度税を、令和7年9月～令和8年3月については令和7年度税で判定します。
 - (2) 所得に関わらず第3子以降の子ども
 - * 第3子の算定基準は、小学校3年生修了前までの最年長のお子さんを第1子として考えます。なお、就学前で保育所、幼稚園、児童発達支援等に在籍していないお子さんは含みません。

①～③を満たす方について、「副食費補足給付事業対象のお知らせ」を送付しています。在籍期間・対象年度税を判定した結果、補助金を請求できる期間は「副食費補足給付事業対象のお知らせ」に記載された「免除対象期間」になりますのでご注意ください。

2. 対象経費について

幼稚園に支払った給食費のうち、副食費が対象です。（月額上限4,900円）

*副食費とは、給食における費用のうち主食（お米、麺、パン等）以外の食材料費のことです。

*預かり保育に係る副食費は対象外です。

*実際にかかる副食費相当額（各施設により異なりますので、各園にご確認ください）をもとに算定し、上限額と比較して低い方の額を補助します。

*国分寺市に居住している期間分のみ補助の対象となります。市外に居住している期間の補助については、ご利用の幼稚園又は当該自治体にお問い合わせください。

3. 提出していただく書類

①副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（様式 14 号）

②補足給付事業に係る副食費の領収証（免除対象期間についてのみご提出ください）

* ご利用の施設から発行されたものをご提出ください。発行されていない場合は施設に発行を依頼してください。

* 領収証は「月ごとの費用（給食費・副食費）」がわかる書類の添付をもって替えることも可能です。

③在園証明書

* 第1子・第2子に児童発達支援センター、特別支援学校幼稚部等に通っている子がいる場合ご提出ください。

④委任状（申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合。なお、お子様の口座は指定できません。）

⑤(非)課税証明書

* 令和6年または令和7年の1月1日時点で国分寺市外に住民登録があった方（本制度以外の申請にて保育幼稚園課へご提出済の場合は再提出が不要ですので、その旨お申し出ください）

* 「副食費補足給付事業対象のお知らせ」を市より受け取られた方は、(非)課税証明書の提出は不要です。

※①と②は必ずご提出が必要です。③～⑤は該当する場合にご提出ください。



請求書は記入例を参考にご記入ください！

4. 提出方法及び提出期間



申請書（兼請求書）の入手と記入

申請書は本郵送物に同封しています。紛失または不足している場合は、国分寺市保育幼稚園課（市役所2階）までお問合せください。なお、ホームページからもダウンロードができます。（ページ検索番号 1020864）



申請書の提出

施設から発行された領収証等を添付していただき、国分寺市保育幼稚園課までご提出ください。施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。

【請求書類の提出期間】

・令和8年3月16日(月)から令和8年4月10日(金)まで

* 免除対象期間の領収証が整ってからご提出ください。

* 提出期間後も請求は受付けますができるだけ速やかに請求書類をご提出ください。

* 提出期間後の請求の場合、給付時期が遅れることがありますのでご了承ください。

STEP
3

交付・不交付決定の通知と給付

書類審査後に交付・不交付決定通知を送付し、請求書に記載のあった金融機関の口座へ振り込みます。

【支払い予定時期】

令和8年5月末頃

* 請求書に不備があった場合や提出期間後のご請求は、給付時期が遅れることがあります。

4.その他留意事項

- 提出書類に不備等判明した場合、市から確認のため連絡をさせていただく場合があります。
- 海外在住時や単身赴任等の収入を市は把握していないため、収入の一部をもって対象者として発送している場合がございます。対象者かどうかご確認の上、申請書のご提出をお願いいたします。
- 月の途中入園および退園された場合は、その月は日割り計算となります。
- 本補助金の対象条件には個人情報等が含まれる点から、市より在籍施設への対象者はお知らせしておりません。対象児童の保護者様におかれましては、ご申請の際は施設への領収証発行依頼をお忘れにないようお願いいたします。
- 在籍園がお弁当持参制度の場合、もしくは給食とお弁当を選択する園においてお弁当を選択されている場合、副食費の補足給付に関する補助金は対象外となりますので、ご注意ください。

他、ご不明点等ございましたら下記までお問合せください。



*お問合せ先・申請書提出先

〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18
子ども家庭部 保育幼稚園課 給付管理係
TEL : 042-312-8649(直通)
042-325-0111(代表)